

(別 紙)

新 旧 対 照 表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成21年3月31日現在の法令に基づくものである。</u> (第1～2 省 略) 第3 贈 与 税 関 係 (1～2-1 省 略) <u>2-2 人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成 年分）（第1表の付表2）</u> 第4 譲 渡 所 得 関 係 (1～26 省 略) <u>26-1 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合）</u> <u>26-2 国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書</u> 27 特定 <u>(新規)</u> 中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書 (第5～10 省 略) <u>(削 除)</u> <u>(削 除)</u>	目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成20年3月31日現在の法令に基づくものである。</u> (第1～2 同 左) 第3 贈 与 税 関 係 (1～2-1 同 左) <u>2-2 受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成 年分）（第1表の付表2）</u> 第4 譲 渡 所 得 関 係 (1～26 同 左) <u>(新 規)</u> <u>(新 規)</u> 27 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書 (第5～10 同 左) 第11 そ の 他 <u>1 納税申告書等の送付通知書（提出者通知用）</u>

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相續人の代表者指定届出書)

234

[illegible]

1 死んだ者の住所・氏名等

[illegible]

五 相続人等の代表者の決定 105

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

[illegible][illegible]

Figure 1. The effect of the number of iterations on the accuracy of the proposed algorithm. The accuracy of the proposed algorithm increases with the number of iterations. The accuracy of the proposed algorithm is 100% when the number of iterations is 1000.

[illegible][illegible]

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

城留院人

この表は、次の①から③の順に関する場合に記入します。

① 知事及び副知事、国長官及び国長官補佐、国長官補佐の死の直前に発生している場合

② 知事、副知事、国長官及び国長官補佐の死の直前と、知事補佐の申告期間までの間に、知事補佐の申告書を作成している場合

③ 知事、副知事、国長官及び国長官補佐の死の直前と、知事補佐の申告期間までの間に、知事補佐の申告書を作成している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

2	死亡した者の所付すべき又は通付される税額	所付すべき税額 細則第46条第1項に規定する金額	国	国	平成 年 月 日
		国に支払うべき税額 細則第46条第2項に規定する金額	国	国	

「おは！ 空のぼるのぼる」

(1) 恒等式に因する多項式

.....

4 限定承認の有無

(1) 住所	〒 市 区 町	〒 市 区 町	〒 市 区 町	〒 市 区 町	〒 市 区 町	〒 市 区 町
(2) 氏名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名
(3) 職業 (記入しないでも可い)	職業	職業	職業	職業	職業	職業
(4) 職業及び振替振入との 種類	振替	振替	振替	振替	振替	振替
(5) 振替月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
(6) 振替額	円	円	円	円	円	円
(7) 振替又は定期により振付 した財産の価額	円	円	円	円	円	円
(8) 各人の(7)の合計	円					
(9) (7)の(8)に対する割合 (%)	%					
A × B	円					
振付すべき総額 (各人の(10)円未満 切捨て)	00円	00円	00円	00円	00円	00円
返付される総額	△	円	△	円	△	円

$V(\mathbf{D}) = \frac{1}{2} \mathbf{D}^T \mathbf{A} \mathbf{D}$	$V(\mathbf{D}) = \frac{1}{2} \mathbf{D}^T \mathbf{A} \mathbf{D}$
--	--

配偶者の税額軽減額の計算書

私は、抑留法第19条の2第1項の規定による居留者の税額軽減の適用を受けず、

[illegible]

配偶者の税額軽減額の計算書

私は、租税特法第19条の2第1項の規定による配当者の税額控除の適用を受けず、

[illegible]

2.2 配偶者以外の人が選挙権持人である場合

課税関係のなす税のつち

[illegible]

(6) 差、会費の減額の特典は、本会が非営利事業書又は期間別非営利事業書の第五項に掲げ又は保証があった場合(税務上の不適用)の規定の適用があるときは、前各款の付加で計算した金額を承認します。

特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である
選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

[illegible]

この例は、村内の対象として特定受贈開会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。

[illegible]

3 特定（空欄） 同協会外株式等である事項特定商業用資産の価額の合計額

この利は、11のAの金額と12のBの金額の合計額を記入してください。

A + B	円
-------	---

この金額が10万円を超える場合には、特例の適用を要してください。

④ 小規模事業者の活用金利用に当たっては、第11・11の2の付表1の「3. 特例事業に活用した特例のA等との関係にある特例事業者の事業に活用した活用金（活用金）の金額」と第11・11の2の付表2の「4. 特例事業に活用した特例のB等との関係にある特例事業者の事業に活用した活用金（活用金）の金額」とを記入してください。

⑤ 11の2の付表3（平成35年）

（第4頁）20・12・15・1-A-4（1）

55.1-20-12-5-1-1-1445-1

第11章 1702 夜行付表了 (夜行)

1

録

1 第5条の価額又は総額（課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額）の金額の計算
この条の金額の価額を算出する際の配偶又は合算に改正します。

第5表各欄の金額の計算

現金の増減は、 160,000円									
現金の増減は、 160,000円									

【著者の金額】 著者の金額	【著者の金額】 著者の金額	【著者の金額】 著者の金額	【著者の金額】 著者の金額
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

(2) 租税特免法第10条の2第5項の規定によりはみ付けられた同条第1項第2号イに規定する「課税価額の合計額」の計算

[illegible]

(1) 配属者が期間内申告書を提出している場合……配属者について、期望内申告書による課税価格に、修正申告書の提出及び更正により増加した課税価格のうち更正があるべきことを予知して提出されたものでない修正申告書の提出が、修正申告書の提出を要するものではない。

があると思われ、事実に基づく愈闇を加算した金額。

(2) 産物者が期限内申告書を提出しない場合は、期外提出申告による影響を市場から中止し、青書の内容により増加した課税価格のうち更正又は決定があるべきことを予知して提出されたものでないこれ

ちの年番書による金匱鑑別に問題あり書者若しくは決定による誤脱漏格又は誤字による川經脱訂又は誤正正字
 より脱漏し、置換誤脱のやうな間諺内山書本の垣事式なふへること及び開闢後山書本による川經脱訂又は誤正正字

告若しくは更正前の相違税額の計算の基礎とされ、認められる事

EXPERIMENTAL

[illegible]

535 241635 33 (57141)

1

平成 年分贈与税の申告書

FD4722

第一表（平成19年分以降用）（相対時間算誤差の申告をされる方は、申告書第二表と一緒に提出してください。）

[illegible][illegible][illegible]

(25) $10^{m-1} - 1 \equiv 1 \pmod{A-1}$ (平 12, 10)

平成 年分贈与税の申告書

第一表 (平成19年分以降用)

○この用紙は「**控用**」です。申告には必ず「**提出用**」を使ってください。

[illegible]

作威威威士の事法所所在地・過去歴史・電報時刻

(假令 $10 \leq 1 \leq 2 \leq A \leq 1$) (平12.13)

要 求 者 等 存 在 し ない 信 託 等 に 係 る 贈 与 税 額 の 計 算 明 細 書 (平 成 年 分)

[illegible]

101 61 21 1 ... 1 ... 1 2 19 10

[illegible]

この所由書は、経産省法第9条の「第1項又は第2項に規定する委託者が調査書を提出する場合には、委託者ごとに作成し、また、なお、この所由書は、簡方程の附件に添付して提出してください。

徳
た
か
な
徳

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 (1) 受託者「欄」には、受託者の住所、氏名（フリガナ）及び生年月日等を記入してください。
- 3 (2) 信託の明細「欄」には、この明細書の作成者が受託者から受託した（している）受益者が存しない場合（相続税第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものどみなされる、信託に関する権利はない）、以下のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の受益者が同一の受益者から同年中に受託した（している）受益者が存しない信託についても記入してください。
- 4 なお、「附託した財産、中略その他これらに準ずるもの所有権を移転することともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名をおもて記入してください。
- 5 また、附託者の氏名、住所「欄」には、信託に関する権利について信託税法第9条の4第5項の規定により贈与により取得したものとみなされる場合、附託をしたものとみなされる者（信託に関する権利について、次に受益者となる者の額の受益者等）の氏名及び住所を記入してください。
- 6 (4) 信託に関する権利の明細「欄」には、「(2) 信託の附託」に記載した受益者等が存しない信託について、信託附託に係る受益の明細を記入してください。
- 7 なお、あなたが受託した信託附託に係る外国税額控除額「欄」には、「(2) 信託の明細」に記載した信託関係に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいづれかに、相続税法第24条の8に規定する「国外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
- 8 (4) 贈与税額等の計算「では、この明細書を提出する受託者が受託した（している）受益者等が存しない信託に係る贈与税の控除額を計算します。
- 9 贈与税が1次の場合には、表附(2)の「税の金額を贈与税中申告第一費の(2)の(2)に転記します。また、この明細書を提出する明細書は、寄附明細書の表附(2)の「税の合計額を贈与税中申告第一費の(2)の(2)に転記します。
- 10 (5) 法人税等の額の計算「では、贈与税額から控除する法人税等の世帯割額を計算します。
- 11 (6) 信託に付属する債権債務の額の計算「では、贈与税額が相続税第9条の10の(4)第1項及び第2項の規定により一の寄附の贈与として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した信託に係る信託財産に属する債権債務の額を計算します。

この明証書は、特許法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が特許出の申告書提出する場
合に作成します。なお、この明証書は、特許料の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は氏により記
入してください。

- 1 「受託者の氏名又は名称」欄には、受託者の氏名又は名称を記入してください。
 - 2 「1 委託者等」は、次により記入してください。
 - ① 相続税法第9条の4第1項の規定によりこの明細書を作成する場合、委託者の住所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
 - ② 相続税法第9条の4第2項の規定によりこの明細書を作成する場合は、前の受託者等の住所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- なお、相続税法第9条の4第1項の規定による信託と相続税法第9条の4第2項の規定による信託を同一の委託者から受託している場合及び相続税法第9条の4第2項の規定による信託を異なる委託者から受託している場合の明細書の記載方法については、税務署へおたずねください。
- 3 「2 信託の明細」には、この明細書を作成する委託者が委託者から受託している受益者が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託）に関する権利をいいます。以下同じ。について一の信託契約ごとに記入してください。
- なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これに準ずるものの名称及びその所在地を記入してください。
- 4 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者が存しない信託について、信託財産に属する資産の明細を記入してください。
- なお、外国信託課税額は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を算入した額のいづれが主として記入してください。
- 5 「4 贈与税等の計算」では、「3 信託の明細」で計算した贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を計算し、差し税額を算出します。
- 指配する明細書が1枚の場合は、「5 信託の明細」の全部を贈与申告書第1表の「6 信託」欄に転記します。なお、この明細書が複数枚作成される方は、各明細書の「5 信託の明細」を贈与申告書第1表の「6 信託」欄に転記します。また、作成する明細書が複数枚の場合は、第一表の付表一及び第一表の付表二を作成する場合の添付税額の贈与申告書第一表の「5 信託」欄への転記方法については、税務署へおたずねください。
 - 6 「5 信託財産減価償却法の計算」では、贈与税額が相続税法第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を作成する受益者が受託した各信託に係る信託財産減価償却税の額を計算します。
 - 7 受益者が贈与存続しない信託が2以上ある場合で、その信託の受益者が第一表の付表二（受益者が存しない信託）に係る贈与税額の計算明細書（平成 年分）を使用してください。

平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算用紙)

四四

[illegible][illegible]

平成〇〇年度分贈与税の申告書 (相続時特異税の計算詳細書)

四四

[illegible][illegible]

(第5-10-2-A-3頁—) (平成10)

平成□□年分贈与税の修正申告書(別表)

四四四

交際費の式名		金額は円	
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			

第三表 (平成20年分以降用)

[illegible]

(第三表は、世帯数第一及び第二項（相対的消費係数について修正を加ずる場合のみ）と一括に整理していただろう）

[illegible]

③ 修正申告によって異動した事項

③ 修正申請によって京師した事項	異 議 の 有 無	異 議 の 理 由

[illegible]

平成〇〇年分贈与税の修正申告書 (別表)

平成〇〇年分贈与税の修正申告書 (別表)

控 用

控 用

第三表 (平成20年分以降適用)
I 修正前の課税額 (第一表)
II 修正後の課税額 (第二表)

第三表 (平成20年分以降適用)
I 修正前の課税額 (第一表)
II 修正後の課税額 (第二表)

III 合計
修正前の課税額 (第二表)

III 合計
修正前の課税額 (第二表)

相 続 時 精 算 課 税 分
修正前の課税額 (第二表)

相 続 時 精 算 課 税 分
修正前の課税額 (第二表)

修正申告によって異動した事項

修正申告によって異動した事項

曆年課稅用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

張國清の氏名

[illegible]

(1) 平成16年分又は平成17年分の贈与税について適用を
受けた法定相続財産の贈与の特例に因する事項

皇位継承制度等の 議論 附 録	附 録の主な （所収者との関係）	本書に 掲載
平成 年 月 日		平成 年 月 日

(2) 課税価格に対する税額の計算

①	贈与される財産の価額の合計額（前号第三項の①～⑥の金額）	
②	この期間の適用を受けた住宅取得資金等の額 （1,500万円を超える場合は、1,500万円にとなります。）	
③	住宅取得資金等の額の $\frac{1}{2}$ に相当する金額（ $② \times \frac{1}{2}$ ）	
④	①+③の金額	
⑤	基礎控除額	1,000,000
⑥	贈与価格（②～⑥）1,000円未満は切り捨てます。】	0,000
⑦	⑥に打する税額 （贈与税の速算表（平成15年分は適用）を使って計算します。）	
⑧	③～1,100,000円 の金額 11,000円未満は切り捨てます。】	0,000
⑨	⑥に打する税額 （贈与税の速算表（平成15年分は適用）を使って計算します。）	
⑩	算出税額（⑦～⑨）「マイナスの場合は0」 （申告書第一表の⑩欄へ移記します。）	

[illegible]

(3) 死亡した住宅取得資金等の給与者に関する事項

死した 人物の氏名	死した場所	死した人物に係る組織別の 社会費の提出の有無	「有」の場合の 提出先の名称等	掲載記
死した 人物の氏名	死した場所	死した人物に係る組織別の 社会費の提出の有無	「有」の場合の 提出先の名称等	掲載記

(注) 上記掲載事項の(1)に該当する非営利団体の数があるとは、平成20年分の開示表の所載年において、平成20年分の開示表及びその開示者が至らしたところをもとに算する算出額として「有」の団体の数を出して提出するの意であります。

The firm's financial statements are as follows:

○この歌は、西の國の王が、王と一婦に親むべしと云ふ。

曆年課稅用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

受贈者の氏名

[illegible]

(1) 平成15年分以降の贈与税について適用を受けた住宅取得資金3の贈与の特例に関する事項

平 成	年 介	受取た単位の 金額及び金額の 算出の根拠となる 領当票の住所 (中百支との経理)	税 務 署 所 属 支 所

(2) 課税価格に対する税額の計算

①	既取られる配流の合計額（甲四第1款の①-②）の金額	
②	この特別の取組を助けた住宅取得者等の額 （1,500万円を超えない場合は、1,500万円に及びます。）	
③	住宅取得資金等の額の $\frac{1}{2}$ に相当する金額（②× $\frac{1}{2}$ ）	
④	③+②の金額	
⑤	格差助成額	1,100,000
⑥	既取額（②-④）[1,400円未満は切り捨てます。]	0円
⑦	⑥に対する税額 （国与市の連帯税（平成15年分以降適用）を免つて計算します。）	
⑧	⑤-1,100,000円）の金額 [1,000円未満は切り捨てます。]	0円
⑨	⑥に対する税額 （国与市の連帯税（平成15年分以降適用）を免つて計算します。）	
⑩	取組額（⑦-⑧）[マイナスの場合は0] （申告所得-取組の額に帰属します。）	

〈三〉「地方税の進算表（平成15年分以降用）」は市営第1号（控用）の裏面に掲載されています。

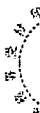
(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

死亡した 被疑者の氏名	死亡した場所	死亡した際に着ていた衣服の状況	死亡した際に所持していた品	死亡した際に所持していた品	死亡した際に所持していた品
死亡した被疑者の氏名	死亡した場所	死亡した際に着ていた衣服の状況	死亡した際に所持していた品	死亡した際に所持していた品	死亡した際に所持していた品

(注) 上記調査事項の(1)に該当する状況や被害状況があるときは、平成18年度の調査及びその調査結果を公表していただきます。

05-1004-A45-1 9/12/05

相続時精算課税選択届出書



平成 年 月 日	住所又は居所	電話()
受贈者	フリガナ	
氏名	(生年月日)	(大・昭 年 月 日)
税務署長 院	特定贈与者との続柄	

私は、下記の特定贈与者から平成 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の事項を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	フリガナ	氏名	(生年月日)	(大・昭 年 月 日)
氏名				
生年月日	明・大・昭 年 月 日			

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった翌日	平成 年 月 日
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(3)のすべての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、口にし印を記入してください。)

(1) ☐ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する事項

① 受贈者の氏名、生年月日

② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること

(2) ☐ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する事項(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する事項でも差し支えありません。)

(3) ☐ 特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、次の内容を証する事項

① 特定贈与者の氏名、生年月日

② 特定贈与者の05歳に達した時以後の住所又は居所(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する事項でも差し支えありません。)

(注) ②の書類については、相続時精算課税法第70条の3(特定の贈与者から任意に財産を贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する事項」、相続時精算課税法第70条の3の3(特定の贈与者から特定同族親等からの贈与を受けた場合の特例)の適用を受ける場合には「平成19年1月1日以後の住所又は居所を証する事項」となります。

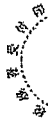
(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、新在贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません)。

作成税理士	⑤ 電話番号
※ 税務署長 院 品川 幸 子	〒 市 区 町 丁目 番 号
	(注) 住所は記入しないください。(平昭10)

(平成20年分以降適用)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

相続時精算課税選択届出書



平成 年 月 日	住所又は居所	電話()
受贈者	フリガナ	
氏名	(生年月日)	(大・昭 年 月 日)
税務署長 院	特定贈与者との続柄	

私は、下記の特定贈与者から平成 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の事項を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	フリガナ	氏名	(生年月日)	(大・昭 年 月 日)
氏名				
生年月日	明・大・昭 年 月 日			

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった翌日	平成 年 月 日
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)のすべての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、口にし印を記入してください。)

(1) ☐ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する事項

① 受贈者の氏名、生年月日

② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること

(2) ☐ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する事項(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する事項でも差し支えありません。)

(3) ☐ 特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、次の内容を証する事項

① 特定贈与者の氏名、生年月日

② 特定贈与者の05歳に達した時以後の住所又は居所(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する事項でも差し支えありません。)

(注) ②の書類については、相続時精算課税法第70条の3(特定の贈与者から任意に財産を贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する事項」、相続時精算課税法第70条の3の3(特定の贈与者から特定同族親等からの贈与を受けた場合の特例)の適用を受ける場合には「平成19年1月1日以後の住所又は居所を証する事項」となります。

(4) ☐ 相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の協議書その他の書類で、特定贈与者が相続時精算課税を選択した旨の協議書に係る財産を贈与した旨の協議書(1)の用紙は添付する必要があります。)

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません)。

作成税理士	⑤ 電話番号
※ 税務署長 院 品川 幸 子	〒 市 区 町 丁目 番 号
	(注) 住所は記入しないください。(平昭10)

改正前	改正後
書きかた等 1 この届出書は、特定の贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。 2 この届出書は、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。 なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの受贈を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出義務については、税務署（資本金等）又は税務相談室におたずねください。 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。 6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の口にノ印を記入してください。 7 その他 (1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。 (2) 受贈者が相続時精算課税の適用を受ける前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が署名で相続時精算課税の適用を受ける旨をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。 この場合は、「相続時精算課税届出書付表」もあわせて提出することとなります。	書きかた等 1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。 2 この届出書は、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。 なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出義務については、税務署におたずねください。 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。 6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の口にノ印を記入してください。 7 その他 (1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。 (2) 受贈者が相続時精算課税の適用を受ける前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が署名で相続時精算課税の適用を受ける旨をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。 この場合は、「相続時精算課税届出書付表」もあわせて提出することとなります。

特種受贈林業計畫對象山林式等に係る届出書

(軍戒18年分以降用)

平成 年 月 日 親睦会 股 券	受 取	住 所 又は 居 所	〒 電 話 ()
	贈 与	フリガナ	
		氏 名 (生年月日)	年 月 日
看 察		検査醫の署名と印 (姓 名)	

私は、下記の特定受贈者からの贈与により取得した特定受贈何社会法株式等又は特定受贈者は当該計画対象山林に別掲置法第9条の2第1項の規定の適用を受けることとしたので、但し特別措置法施行規則第20条の2第1項を以て同じとする世帯を構成して届出します。

24

住 所	
フリガナ	
氏 名	
(生年月日)	(明・大・西 年 月 日)

既持るを要し故に臣等敢て其意を陳す

[illegible][illegible][illegible]

(注) 1. 型に記入しきれないときは、換算の冊数にその取柄を記入して添付してください。

張自強 12

上記3について届け出る場合は次の(1)から(3)までの書類、上記4について届け出る場合は次の(4)の書類が必要となります。(※随時の添付が必要とされているが、建設の上、口にて印を記入してください。)

- (1) 貯蔵受取用金振替式等による債権引当の意欲(債権の消滅)の消滅
- (2) 貯蔵受取用金振替式等による債権引当の意欲(債権の消滅)の消滅
- (3) 貯蔵受取用金振替式等による債権引当の意欲(債権の消滅)の消滅
- (4) 貯蔵受取用金振替式等による債権引当の意欲(債権の消滅)の消滅

[illegible][illegible]

(注) 葉目堀は記入しないでください。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

書きかた等

- この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の価額控除を受けようとする場合に、その受けようとする旨を税務署長に届け出るために使用します。
- この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の価額控除を受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合は、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合はこの書類の提出先等については、税務署におたすください。
- 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分 特定受贈同族会社等 等に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。
- 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 「2 相続時精算課税制度取組届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税制度取組届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 「3 特定受贈同族会社等に関する事項」欄には、価額控除の適用を受けようとするために届け出る特定受贈同族会社等に関する事項（1 条（ロ））の適用を受けようとする旨を、特例の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。
- 「4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、価額控除の適用を受けようとするために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の特定年月日及び特定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

書きかた等

- この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、特定受贈森林施業計画の相続税の課税価格の特例を受けようとする場合に、その受けようとする旨を税務署長に贈与税の申告の届に届け出るために使用します。
- この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例を受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合は、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合はこの書類の提出先等については、税務署（資産税担当）又は税務相談室におたすください。
- 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分 特定受贈同族会社等 等に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。
- 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 「2 相続時精算課税制度取組届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税制度取組届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 「3 特定受贈同族会社等に関する事項」欄には、価額控除を受けるために届け出る特定受贈同族会社等に関する事項（1 条（ロ））の適用を受けようとする旨を、特例の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。
- 「4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、価額控除を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の特定年月日及び特定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

韓熙載與劉師範相持，回靈取便，年終，修其

(平成18年度分採用) この規定適用時は、平成 年分 研究及開発費等には、式
投資と事業経費に別れなく一律に適用して可なり。

[illegible]

{85-18-445-} (41213)